

「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の概要

証券モニタリングの現状と課題

- ◆ 証券監視委は、監督部局との連携の下、延べ7千を超える金融商品取引業者等について、関係法令に基づくほか、証券監視委の中期活動方針、年次の証券モニタリング基本方針や証券検査マニュアル等を踏まえて、オン・オフ一体の証券モニタリングに取り組んでいる。
- ◆ 今後、証券監視委の証券モニタリングを一層効果的・効率的に行うためには、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を図ることが重要。



証券監視委の今後の証券モニタリングの基本的な考え方及び進め方について、証券監視委の方針・指針等と、金融庁から公表されている方針・指針等との関係を含めて整理

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

1. 基本的な考え方

- (1) **金融商品取引業者等が法令等に基づき適正に業務を行っているか、引き続き厳正に検証していく。**
- (2) **併せて、将来の最低基準抵触の蓋然性も含めた問題の全体像を把握。根本原因の究明やフォワード・ルッキングな視点での検証に際しては、引き続き、業務運営態勢の整備状況に着眼する。**

※ 金融グループに属する金融商品取引業者等については、当該グループ全体のビジネスモデルや経営方針等を含めた多角的な観点からモニタリング

2. モニタリングの進め方

- (1) **ルールベースの検証**
金融商品取引法及び関連法令等に基づき厳正に検証。その際、個別の規定の適用に当たっては、法令の趣旨・目的に遡り、保護すべき重要な法益等を踏まえる。
- (2) **根本原因の追究や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価**
金融庁の監督指針によるほか、検査・監督基本方針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえて取り組む。
- (3) **事務年度ごとの重点的なモニタリング方針**
金融庁の金融行政方針等を踏まえつつ、証券監視委中期活動方針（3年ごと）や証券モニタリング基本方針（年次）で定める。
- (4) **検査手続き**
検査の実施手続は、証券モニタリングに関する基本指針を使用。

3. 証券検査マニュアルの廃止

▶「態勢編」（大部分が監督指針と重複）⇒ **監督指針へ引き継ぐ**

「業務運営態勢」	
経営管理態勢	リスク管理態勢
内部管理・法令等遵守態勢	内部(外部)監査態勢
	危機管理態勢

根本原因の究明やフォワード・ルッキングな観点からの検証においては、左記5つの視点を踏まえた業務運営態勢の整備は引き続き重要

▶「業務編」（チェックリスト形式）⇒ **廃止**

※ 証券検査マニュアルの態勢編及び業務編に関する上記措置は、本文書の策定と同時に実施